

別 紙

令和6年3月31日以前を共済期間の始期日とすることにご契約において
適用する共済約款の変更内容について

令和6年3月31日以前を共済期間の始期日とすることにご契約について、次の共済約款の変更内容を適用します。

食品衛生法の改正に伴う農業者賠償責任共済約款の変更内容

(下線部分は変更部分)

改 正 後		改 正 前	
[普通約款]		[普通約款]	
第4章 生産物回収費用保障条項		第4章 生産物回収費用保障条項	
第2節 残留農薬条項		第2節 残留農薬条項	
第1条 [用語の説明] この残留農薬条項において使用される用語の説明は、次のとおりと します。		第1条 [用語の説明] この残留農薬条項において使用される用語の説明は、次のとおりと します。	
(五十音順)		(五十音順)	
用 語	説 明	用 語	説 明

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
基準値を超える農薬の残留	<p>残留基準（注1）または一律基準（注2）を超える農薬の残留をいいます。</p> <p>（注1）食品衛生法の規定に基づいて、<u>内閣総理大臣</u>が定めた食品等の成分にかかる規格のうち、食品に残留する農薬に関する基準値をいいます。</p> <p>（注2）食品衛生法の規定に基づいて、人の健康を損なうおそれのない量として<u>内閣総理大臣</u>が定めた量をいいます。</p>	基準値を超える農薬の残留	<p>残留基準（注1）または一律基準（注2）を超える農薬の残留をいいます。</p> <p>（注1）食品衛生法の規定に基づいて、<u>厚生労働大臣</u>が定めた食品等の成分にかかる規格のうち、食品に残留する農薬に関する基準値をいいます。</p> <p>（注2）食品衛生法の規定に基づいて、人の健康を損なうおそれのない量として<u>厚生労働大臣</u>が定めた量をいいます。</p>
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕